

津島市民間木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震性が不足する木造住宅の除却工事を行う建物所有者に対し、予算の範囲内において津島市民間木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、本市の耐震化施策を推進し、もって地震による人的被害等の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震性の不足する住宅

津島市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（以下「耐震改修補助要綱」という。）第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断を実施した住宅のうち、同条第3号アに規定する判定値が1.0又は同号イに規定する評点が60点未満と診断されたもの。

(2) 特定空家等

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号。以下「制度要綱」という。）に規定するもの。

(3) 不良住宅

制度要綱に規定するもの。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

(1) 次条に規定する住宅の所有者等で次に掲げるいずれかに該当する者であること。なお、共有物件にあっては他の共有者全員の同意が得られていること。

ア 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「登記法」という。）第119条第1項に規定する登記事項証明書に当該住宅の所有者として記録されている者

イ 登記法第3条の不動産の表示の登記がされていない住宅において、固定資産名寄帳兼課税台帳、固定資産評価証明書、固定資産税家屋課税台帳又は固定資産税納税通知書に納税代理人、所有者又は納税義務者として記録されている者

ウ 住宅が所在する土地の所有者（住宅の除却について、当該住宅の所有者全員の同意を得ている者。また、所有者が死亡している場合においては、相続人全員の同意を得ている者に限る。）

エ アからウに規定する者の親族等で市長が認める者

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象住宅)

第 4 条 補助の対象となる住宅は、次の各号のすべてを満たす住宅とする。

- (1) 耐震性の不足する住宅であること。
- (2) 耐震性を向上又は被災程度を軽減させる目的で行われる補助を受けていないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。
- (4) 特定空家等及び不良住宅でないこと。

(補助の対象工事)

第 5 条 補助の対象となる工事は、前条に規定する住宅の全部を解体、運搬、処分する工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

- 2 前項に規定する工事は、当該申請年度の 2 月末日までに完了しなければならない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の対象費用は、次の各号に掲げる費用を合算した額とし、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 工事に要する費用
- (2) 前号に係る諸費用

- 2 補助金の額は、前項に規定する費用の 23% (千円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額。) 又は 20 万円のいずれか少ない額とする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に「住宅除却費補助金交付申請書(様式第 1)」に別表 1 に規定する関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、申請年度の 11 月 30 日(当日が閉庁日のときは直後の開庁日)までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、「住宅除却費補助金交付決定通知書(様式第 2)」により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助金額が変更となる工事内容の変更を行おうとするときは、工事の変更に着手する前に「住宅除却費補助金変更申請書（様式第3）」に変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請者は前項に規定するもののほか、工事の内容を変更しようとするときは、工事の変更に着手する前に「住宅除却工事内容変更届（様式第3の2）」に変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「住宅除却費補助金変更承認通知書（様式第4）」により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、工事を予定の工期内に遂行することが困難になったときは、速やかに「住宅除却費補助事業遅延等報告書（様式第5）」を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項に規定する報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 申請者は、工事を中止しようとするときは、速やかに「住宅除却費補助事業中止届（様式第7）」により市長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（当日が閉庁日のときは直後の開庁日）のいずれか早い期日までに、「住宅除却費補助事業完了実績報告書（様式第8）」に別表2に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、次条第2項に規定する是正が完了したときに準用する。ただし、報告期日は市長が別に定めるものとする。

（完了検査）

第12条 市長は、前条第1項に規定する報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。

2 市長は、前項に規定する検査により不備が判明したときは、「検査結果不備事項通知書（様式第9）」により申請者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する完了検査により適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「住宅除却費補助金確定通知書（様式第10）」により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 前条に規定する通知書を受けた申請者は、確定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日までに、「住宅除却費補助金交付請求書（様式第 11）」により市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第 11 条に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の津島市民間木造住宅除却費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の津島市民間木造住宅除却費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

- (1) 対象住宅の所有を証する書類
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (3) 位置図
- (4) 除却工事費見積書（施工業者の記名のあるものに限る。）
- (5) 市税の滞納が無いことを証明する書類
- (6) 現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

別表 2（第 11 条関係）

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る）
- (3) 現況写真（除却改修工事の内容が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類